

人権かながわ

2012



万国橋からのMM21(撮影：会員 小島 衛)

Contents

2012年11月18日発行
第20号

会長巻頭言 「ロンドンオリンピック開会式を見て思ったこと」… 横浜弁護士会会長 木村保夫 … 2頁

特集1 「憲法は生かされているか」

- 「考えよう、自分で、焦らずに」～閉塞した社会の中で
…………… 人権擁護委員会委員長 佐藤昌樹 … 3頁
- 「何のための消費増税か」… 大阪弁護士会 会員 小久保哲郎 … 5頁
- 「岩国基地に搬入されたオスプレイをめぐって」
…………… 広島弁護士会 会員 足立修一 … 7頁

特集2 「オウム事件を考える」

- 「なぜ、今、オウム真理教の問題を取り上げるのか」
…………… 委員 折本和司 … 10頁
- 「オウム事件は終わっていない」…………… 会員 滝本太郎 … 10頁
- 「救う会の活動を振り返る」…………… 会員 影山秀人 … 14頁

- 「涉外離婚と在留資格問題」…………… 委員 石井眞紀子 … 19頁
- 事件報告…………… 委員 寺崎時史 … 21頁
- 人権擁護委員会活動報告…………… 人権擁護委員会委員長 佐藤昌樹 … 23頁

巻頭言

ロンドンオリンピック開会式を見て思ったこと

横浜弁護士会
会長 木村保夫

英国が、ロンドンオリンピックの開会式で世界に向けてアピールしたことは「人権」だったと言います。

五輪旗を運ぶひと6人のうち、3人(4人だったかも知れませんが)が人権活動家だったことを覚えていますか。もし、東京でまたオリンピックが開催されるとして、こんな光景が見られるでしょうか。また、典型的なイギリスの家族を示すシーンでは配偶者の片方が有色人種でした。そもそも、開会式に参加している人は、スタッフもふくめ半数以上が有色人種だったそうです。「われわれは人種差別を乗り越えてこういう国を作っていくのだ」という強い覚悟を世界に示すものでした。

もう随分前の話になりますが、日弁連で当番弁護士制度を発足させたときに、当番弁護士制度実施の先輩であるロンドンのバリスター協会と意見交換をしたことがあります。冤罪事件が続いたために英国では、その頃取り調べの可視化をはじめとする様々な刑事手続改革が実施されていました。それらの話を聞く中で、この国ではJustice(正義)ということが社会に貫かれており、それが改革の原動力になっているということを強く感じました。「そんなことは正義が許さない」という国民の強い思いです。

翻って、わが国ではどうでしょう。日本人が正直で真面目で規律正しい国民であることは、東日本大震災のときの被災者の言動を見て世界中の人が驚きました。しかし、人権についての意識は決して十分であるとは思えません。現在の日本社会の閉塞的状況が背景にあるのか、インターネット上などで外国人に対する差別的、排他的言論が横行しています。冤罪事件があったときには、マスコミが捜査機関の違法な取り調べや証拠のねつ造まであったことを報道します。しかし、それに対する多くの国民の反応は、一時的には「ひどいなあ」と思っても、所詮は「自分には関係のない他人事」として捉えられ、社会全体がJustice(正義)を原動力として「われわれの社会ではそういった不正義は絶対に許さない」という大きなうねりにはなっていないと思います。また、民主主義の基本である「国民の知る権利」について

の意識が十分にあれば、政府や自治体など公的機関の情報公開の問題や現在国会に上程されようとしている「秘密保全法案」についてもっと敏感であっていいと思います。

弁護士であるわれわれの使命は「基本的人権の擁護と社会的正義の実現」(弁護士法第1条)です。地域社会、職場、学校、刑務所等で様々な人権侵害が行われ、弁護士会に対して人権救済の申立てがあります。この申立てがあると当会では人権擁護委員会が調査し、人権侵害があると認められたときには是正勧告を行ったりします。私も弁護士になって間もないころに大先輩の弁護士と一緒に人権救済申立て事件の調査にあたったことがあります。そのときに大先輩の弁護士が言われた言葉が忘れられません。曰く「本来ならば、人権侵害のようなことがおこったときには地域社会や職場の労働組合や学校などその個人の属する集団が人権回復の役目を果たしてきた。しかし、地域社会が崩壊し、労働組合がほとんど消滅し、学校が子どもたちを守る存在でなくなった日本では、人権を守る最後の砦は弁護士であり、弁護士会だ。これから弁護士会への人権救済の申立てはどんどん増えるよ」そして、この予言のとおり、弁護士会への人権救済の申立ては増加の一途をたどり、人権擁護委員会の責務は益々重要になってきております。

国民の人権意識や正義感が希薄な社会では、弁護士法1条に定める弁護士の使命が理解されることは困難です。われわれは人権救済申立てに対する取組みだけでなく、法教育や様々な公益的活動を通じて国民の人権意識の向上や正義感の醸成に努めるとともに、個々の事件解決において弁護士法1条の使命をしっかりと果たしていかなければならないと思います。「負けるなNIPPON!!」

特集1

憲法は生かされているか

考えよう、自分で、焦らずに
～閉塞した社会の中で

人権擁護委員会 委員長 佐藤昌樹



日本国憲法も還暦を過ぎ、「戦後民主主義」の終焉・無効化を指摘する声が大きくなって久しい。憲法秩序を支える現実の社会の有り様が、時の経過とともに変化していくことはやむを得ないことではあるが、今の日本には、どこか「生きにくさ」、「行きづまり／息づまり」感が漂っているように思われる。1万人当たり2.44人(2011年)という、先進国では韓国に次いで2位の自殺率を有する今の日本社会について、日本の変化について、私達はどのように考えればよいのだろうか。

1 「自己責任」と「公の秩序」

(1) まず日本社会の変質が感じられた事象として一つ指摘したいのは「自己責任」に関する言説である。その画期となったのは、2004年にイラクで人質になった日本人及び家族に対するバッシングであろう。政府の方針に沿わずに行動をした者に対して容赦なく非難を加えること、しかも政府発信ではなく「市民」が自ら率先してバッシングを加えていくこと、こうした行動が始まったのは、これが最初ではなかったか。

ちょうどこの当時の小泉政権の政策は(それを指導した竹中平蔵は否定しているが)新自由主義と呼ばれ、市場万能主義とも評価された。しかし例えば、小さな政府と市場における自由な経済活動の重要性を説いたアダム・スミスには、人は他者の視線を意識し、他者の幸福を喜ぶ「同感(sympathy)」という力を神から与えられているという人間観がその根底にあった。ところが近時一般に理解されている「新自由主義」は、競争を無条件に肯定し、極端な「自己責任」論を基底にしているとしか思われない。

今年、生活保護受給をめぐって、法的には何ら問題のない、お笑い芸人に対するバッシングが発生、国会議員まで加わって、生活保護制度全般に対するバッシングへと発展した。これも基底には、貧困はその人個人の問題、自業自得であるというむき出しの自己責任論が潜んでいると思われる。

らない。

日本では自立した「近代的市民」が育たないまま民主主義を迎えてしまったということ、かつて丸山眞男が指摘したが、そうした「市民」の成熟がないまま強調される「自己責任」は、どうにも歪んだものとなっているのではないだろうか。

(2) もう一つ指摘したいのは、社会秩序に対する指向の強さである。

その画期となったものに、1995年のオウム真理教による地下鉄サリン事件があるのだろう。このとき以降、日本では監視社会化が顕著に進行した。「体感治安」という言葉も生まれ、長期的には犯罪は減り続け、日本は世界に誇れる低犯罪社会であるにもかかわらず、人々は治安が悪化したと感じ、秩序優先の言説が支持された。「体感治安」の悪化は、直接的には、テレビのワイドショーが芸能ネタだけではなく犯罪事件を取り上げるようになったことなどで、(犯罪の、ではなく)犯罪報道の量が増えた結果、という意見もある。ただ、その底には、やはり社会全体に及ぶ不透明感と、以前のように地域社会も会社も当てにはならないという孤立感から来る不安があるのだろう。

こうした監視社会化は、先進国共通の問題である。ミシェル・フーコーが鋭利に描き出したように、処罰による権力行使から矯正によるミクロな権力作用への変遷、管理のまなざしを内在化させる装置の偏在化は、現代特有の権力のあり方であろう。

しかし、ここで問題としたいのは、日本ではこうした秩序優先の言説に対する懸念や批判がいつこうに盛り上がらないということである。監視カメラによるプライバシーの侵害を指摘する意見はもちろんあるが、「悪いことをしないのなら、何が問題か」「街を安心して歩けるのはいいことだ」という安全第一の声の前では明らかに分が悪い。日本での社会秩序優先の言説は、例えば、端的に刑の重罰化として現実のものとなっているし、死刑に対する世論調査での死刑維持派の増加として現れている。2007年の光市母子殺害事件弁護団に

対するバッシングも、罪を免れるために詭弁を弄する奴は許せないという秩序維持を単純に是とする側からの攻撃であったと言える。ことはそのように単純ではないはずだが、「悪い奴は悪い」という圧倒的な断言には言い返すのも難しい。

こうした傾向に呼応していたかのように、2005年に発表された自民党の新憲法草案では、「…国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、…最大の尊重を必要とする」と定める現憲法13条を、「公益及び公の秩序に反しない限り」と、秩序>権利という構造に変えようとしていた。今、弁護士会が問題としている秘密保全法制は、以前廃案になった国家秘密法に比べ、国の安全と外交に関する秘密のみならず、「公共の安全・秩序」に関する秘密まで対象とするものとなっている。しかし、やはりこれらを問題にする声はあまり広がらない。

2 民主主義の閉塞感を打破することについて

(1) 日本社会に閉塞感、生きづらさがあるととして、それ以上に閉塞感に満ちているのが日本の政治状況である。その評価は、小泉後の自民政権とその後の民主党政権の政策運営のだらしなさに決定的となった。

特に民主党政権について、衆議院選挙の結果による政権交代は、日本国憲法下で初めてのことであり、その期待も大きかった分、失望も大きかった。民主党は、そもそも政権運営に慣れていないうえに、すぐに参議院選挙で過半数を割ってしまい、ただでさえ難しいねじれ国会での政権運営を強いられ、気の毒な気がしないでもない。長い間続いてきた様々な仕組を簡単に変えることは難しいだろうし、民主主義はやはり時間がかかるもののはずである。しかしそれでも、もう少し何とか…という印象をぬぐうことはできない。「決められない政治」という言葉が頻りに使われたのもやむを得ないであろう。

民主党政権の最初の躓きは、沖縄の普天間基地移転問題であったが、これもまさに「決められない政治」であった。そして基地問題は何らの進展もないまま、今はアメリカの要求そのままにオスプレイが配備されようとしている。もう少し何とか…。

(2) こうした状況にうんざりした国民は、また別の

新たな英雄を求めようとしている。リスクの意識からの不安を抱えつつ、他者への寛容を忘れ、自分は「公」「正義」の立場から他者を排除する国民。そうした国民が「決められない政治」に苛立ち、その結果支持されているのが、例えば、排外主義的発言を繰り返し、国際基準では極右に分類される都知事や、自ら作った敵を罵倒することと公務員をいじめることには優れた才能を発揮する大阪市長だったりするのではないか。

彼らを支持する人達に対し、識者は「彼らはファシストである」「彼らの本当の姿を知らせないといけない」と言う。しかしおそらく、彼らを支持する人達は、彼らの本当の姿を知っているからこそ支持しているのだと考えるべきであろう。

独裁は民主制から生まれる。プラトンも、何よりも〈自由〉を善とする民主制国家は、本質的に欲望を肯定する社会であり、それ故に既得権者から利益を取り上げる指導者が選ばれ、そうした指導者が独裁者となっていくのだと説いた。「独裁者が生まれるときはいつも、そういう民衆指導者を根として芽生えてくるのであって、ほかのところからではないのだ。(プラトン『国家』)」民主主義は、本質的に民主主義を破壊する芽を内包しているのである。

(3) 議会を通さない方法で民意を政治に反映し、閉塞感を打破しようとする動きもある。

その一つにインターネットを用いた方法もある。今までは市民が意見を公表できる場は限られていたが、今は誰でも世界に向けて自分の意見を発表できる。意見を交換し共有することも、特定の政治家に直接声を届けることもできる。それが有義であることは間違いない。ただ、自己責任バッシングも生活保護バッシングも、インターネットがなければ起こらなかったことも確かである。偏った意見であっても、インターネットではほぼ確実にその意見を支持し賛同する情報を得ることができる。そうして批判的検討を経ず、ただ偏見が増幅されて罷り通ってしまうことは、今や日常であろう。

デモという方法もある。今、原発再稼働に反対するデモが頻りに行われ、普通の市民が気軽に参加できるようになった。デモによって何が変わるか、柄谷行人が「デモができる社会に変わる」と言ったように、日本で普通の人がデモができるということ自体が、やはり画期的なことと評価されるべきである。ただ他方で、昨年夏にはフジテレ

ビに対して反韓流デモが行われたし、特殊な例であろうが「在日特権を許さない市民の会」の差別と暴言にあふれたデモもあり、こうしたデモに参加しているのも普通の市民であることが指摘されている。

私たちは新しい手段を使い、古い方法を刷新して使うこともできる。しかし当然のことながら、だから問題が直ちに解決されるわけではない。

(4) 結局のところ、私達は民主主義を選択していく他に途はなく、私達の民主主義を模索していくしかない。私達は民主主義が、まず、手続的正義であることを知っている。民主主義では意見の対立があり、その間での妥協も曖昧さも必要であるこ

とも知っている。つまり民主主義は時間がかかるし、正解を見つけ、簡単にコトを決めるにはあまり適さない制度である。私達は、それに耐えなければならない。

そして一人一人が自分の頭で考えること。氾濫する情報を取捨選択し、「空気」にひきずられることなく、人の弱さと強さを自覚し、できる範囲で責任を引き受け、可能な方法で行動すること。凡庸な道徳論で終わってしまうのも気恥ずかしいが、結局そういうことではないか。大切なことは、自分で考え行動すること、焦らず、柔軟に、できれば楽しく。

特集1

憲法は生かされているか

何のための消費増税か

～消費税法案の影で成立した

「社会保障制度改革推進法」の実態～

生活保護問題対策全国会議事務局長 大阪弁護士会 会員

小久保 哲 郎



はじめに

社会保障と税の一体改革関連法が、今年8月10日、参議院で可決し成立した。消費増税法案の影に隠れてほとんど報道されていないが、実はこの日、「社会保障制度改革推進法」なる法律も成立している。

この法律は、本年6月15日の民主党、自民党、公明党の3党合意の確認書で突然登場し、「社会保障制度改革推進法案を速やかにとりまとめて提出し、社会保障・税改革関連法案とともに今国会での成立を図る」とされた。6月15日といえば、その少し前の5月25日、母親の生活保護受給に関して人気お笑いタレントが謝罪会見を開いたことにより、生活保護バッシング報道のボルテージが一気に高まった直後である。

社会保障・税の一体改革では、社会保障を充実させるために消費増税が必要であると説明されてきたが、肝心の社会保障改革の中身が見えないと報じられている。しかし、問題は、「中身が見えない」ことにあるのではなく、これまでの説明とは反対に社会保障全体が削減・抑制されようとしていることにある。

社会保障制度改革推進法(以下、「本法」という。)

の中身は、一言でいえば「社会保障費抑制推進法」なのだ。

社会保障制度改革推進法の内容

本法の第1条(目的)は、「社会保険料に係る国民の負担が増大するとともに、国及び地方公共団体の財政状況が社会保障制度に係る負担の増大により悪化していること等に鑑み」、「受益と負担の均衡がとれた持続可能な社会保障制度の確立を図るため、社会保障制度改革について、その基本的な考え方」を定めること等を目的としている。

第2条(基本的な考え方)の1号は、「自助、共助及び公助が最も適切に組み合わせられるよう留意しつつ、国民が自立した生活を営むことができるよう、家族相互及び国民相互の助け合いの仕組みを通じてその実現を支援していくこと。」としている。要は、「自助(自己責任)」を「共助(家族や地域の責任)」が支援することが社会保障であるとし、「公助(国や自治体の責任)」は遠く後景に退いている。自己責任の強調、国家責任の放棄であって、「国は、すべての生活部面において、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」とする憲

法25条2項に抵触するといわざるを得ない。

同条の2号は、「給付の重点化及び制度の運営の効率化とを同時に行い、税金や社会保険料を納付する者の立場に立って、負担の増大を抑制しつつ、持続可能な制度を実現すること。」としている。「給付の重点化」「制度運営の効率化」とは、言葉は綺麗だが、要するに給付を抑制し、社会保障費を削減するということである。

さらに、同条の4号は、「社会保障給付に要する費用」「の主要な財源には、消費税及び地方消費税の収入を充てるものとする。」としている。この部分のミソは、単に消費税を社会保障に充てるということだけでなく、原則として、消費税以外の税は社会保障には使わないと言っている点にある。つまり、社会保障費と消費税を完全に紐付きにしてしまうことによって、「社会保障充実を望むのであれば消費税を増税するしかない」、「消費増税がイヤなら社会保障充実はあきらめるしかない」という究極の二者択一を国民に迫る内容となっている。

早速平成25年度予算で生活保護が生け費に

同法の附則2条(生活保護制度の見直し)には、「給付水準の適正化」などの生活保護制度の「見直しを行うものとする」と規定されている。俗に、一番実現したいことは法律の附則に埋め込むと言われているが、早速、8月17日に閣議決定された平成25年度予算の概算要求基準で、これが具体化されている。

すなわち、同概算要求基準は、昨年8月に改訂された「『中期財政フレーム(平成24年度～平成26年度)』に定められた『歳出の大枠』71兆円を遵守する」ことを目的として謳っている。そのために「義務的経費も含めた歳出全般について聖域視せず」、「徹底した歳出の効率化を図る」とし、中でも「特に財政に大きな負担となっている社会保障分野についても、これを聖域視することなく、生活保護の見直しをはじめとして、最大限の効率化を図る。」としている。さらに、年金・医療等に係る経費の高齢化等に伴う自然増(計8,400億円)については容認する姿勢を示しつつ、重ねて「生活保護の見直しをはじめとして合理化・効率化に最大限取り組み、その結果を平成25年度予算に反映させるなど極力圧縮に努める」ものと強調している。

要するに、①「歳出の大枠71兆円」を遵守するために、これまで聖域とされてきた社会保障分野の支

出を削る、②そうは言っても、高齢化に伴う自然増(8,400億円)は止めようがないので、その分も含めて生活保護を見直すことで削る、というのである。

社会保障費を聖域視せずに削減対象とし、とりわけ最初の生け費として生活保護費を削るという、社会保障制度改革推進法の内容が、早速来年度予算から現実化されようとしている。

年末にかけて生活保護基準の引き下げが

生活保護基準のあり方については、2011年2月から社会保障審議会内に生活保護基準部会が設置され、学識経験者らによる検討が続けられている。本来、基準のあり方は、純学問的にこの部会で結論を得られるべき事柄である。しかし、上記のとおり、今年末の来年度予算編成過程において生活保護基準が引き下げられることが政治的には規定方針化されている。これから、基準部会に対する厚労省を通じた政治的圧力が強まるのは必至だ。

しかし、生活保護基準は、最低賃金の引き上げ目標であり、地方税の非課税基準、介護保険料の減免基準、就学援助の基準などさまざまな施策に連動している。生活保護基準が下がれば、これらの基準が軒並み下がることになり、現に生活保護を利用している人だけでなく、市民生活全般に大きな影響がある。この意味で、生活保護基準は、まさしく「ナショナル・ミニマム」なのである。

実は、2007年末にも同様に生活保護基準の切り下げが目論まれ、政治課題化したことがある。このときは、当時野党であった民主党も切り下げに強く反対し、当時発足して間もなかった反貧困ネットワークなどの活動の結果、当時与党内の公明党の判断もあって、年末の予算編成期限ぎりぎりに引き下げが見送られた。

当時も今回も、基準引き下げの理論的根拠は、「第1-10分位の低所得者の消費水準よりも生活保護基準の方が高いのは不合理」という点にある。この点については、2007年11月30日にいったん報告書をまとめた当時の「生活扶助基準に関する検討会」の全委員が、同年12月11日に連名で出した「『生活扶助基準に関する検討会報告書』が正しく読まれるために」において、「単身世帯の生活扶助基準額について検討する場合は、第1・10分位を比較基準とすることが適当であるかどうかは、その消費支出が従来よりも相対的に低くなってしまいうことに留意する必

要がある。」から、「これまでの給付水準との比較も考慮」する必要があり、「生活扶助基準額の引き下げには慎重であるべき」と明記されている。

このように、いったん克服されたはずの議論が、性懲りもなく再来しているというのが今の情勢である。

貧困の克服のため、まずは「生活保護基準引き下げ」阻止を！

本来、税と社会保障の役割は、お金のあるところから税や社会保険料を取って(応能負担の原則)、お金のないところに社会保障で再分配をすることによって、格差や貧困をなくすことにある。それなのに、逆進性の強い消費税で庶民からお金を取って、社会保障は削減していくのでは、税と社会保障の再分配機能はさらに後退し、格差と貧困が拡大すること必至である。

今、もっとも声が出にくく、叩きやすい生活保護

が最初の生け贄としてターゲットにされている。しかし、既に見た社会保障改革推進法の内容からすれば、その後にターゲットとして控えているのは社会保障制度全体である。まな板に載せられているのは、私たちや子どもたちの生活全体である。そのためにも、まずは、今年末にかけての生活保護基準引き下げの動きを何としても止めなければならない。

日弁連は、9月20日、「我が国の生存権保障水準を底支えする生活保護基準の引き下げに強く反対する会長声明」を発表し、11月6日にはシンポジウム(講師：木下秀雄氏、和田秀樹氏)を、11月28日には全国一斉ホットラインを、12月4日には市民大集会を開催して、波動的な取り組みを強化する予定である。また、市民レベルでも、「いのちの最終ラインを守ろう。STOP!『生活保護引き下げ』アクション」で署名やアピール等の動きをつくる準備を進めている(9月30日現在)。是非、各地で声をあげていただきたい。

特集1

憲法は生かされているか

岩国基地に搬入されたオスプレイをめぐって

岩国爆音訴訟弁護団事務局 広島弁護士会 会員
足立修一



1 岩国基地に反対を押し切りオスプレイが搬入された

2012年7月23日、アメリカ海兵隊岩国基地(以下、「岩国基地」という)に、岩国市民をはじめ、多くの人々の反対を押し切って垂直離着陸輸送機MV-22オスプレイ(以下、「オスプレイ」という)が米軍のグリーンリッジに載せられて到着した。

前日の夜から岩国の市民団体は、岩国基地周辺に張り込み、組み立て前のオスプレイを積んでやってくるという輸送船を監視していた。

7月23日は、早朝の海上での抗議行動、午後からの集会という行動が取り組まれた。

2 岩国爆音訴訟弁護団は訴えの追加的変更を申し立てた

2012年8月4日、岩国爆音訴訟弁護団は、オスブ

レイが岩国基地で組み立てられ、仮に普天間に移駐したとしても、その後も岩国にもやってきて、岩国基地を拠点として、低空飛行訓練を行うことが予想されるため、新たな騒音源となること、及び墜落の危険性が高まることなどを理由として、オスプレイの飛行差し止めを求める訴えの追加的変更を行った。これは、当初、オスプレイ配備反対の沖縄県民集会が8月5日に開催が予定されていたため、その前に提訴すること意図したものであった。ただ、8月5日に予定されていた沖縄県民集会は台風のため、2012年9月9日に延期された。

この訴えの追加的変更に対し、山口地方裁判所岩国支部(関根規夫裁判長)は、訴えの追加的変更について、2012年9月14日の口頭弁論期日では、陳述留保とした。

弁護団としては、オスプレイ問題についても、爆音訴訟の中で、議論したいと考えているが、騒音のみならず、墜落の危険ということがかなりの比重を

占めるため、どのような形で訴訟を進行させるべきかについて、検討中である。

3 訴えの追加的変更の内容

(1) 追加した「請求の趣旨」

「被告は、アメリカ合衆国軍隊をして、岩国飛行場において垂直離着陸輸送機MV-22オスプレイを一切、離発着及びエンジンテストを行わせてはならない。」

との趣旨を追加して求めた。

(2) 訴えの追加的変更した理由

アメリカ合衆国軍隊は、わが国の世論に反して、本年7月23日、岩国基地にオスプレイ12機を搬入した。このオスプレイは、欠陥機であって墜落のおそれがあるうえ、甚大な騒音を撒き散らすため、原告らは、追加的にこの飛行差止めを求めためである。

(3) 追加した「請求の原因」

今回の申立てで、追加した「請求の原因」は以下のとおりであり、生命身体に対する直接的な被害を与える可能性があり、原告ら住民の人格権の侵害となることを主張した。



* * *

1、オスプレイの岩国飛行場への搬入と訓練計画

(1) オスプレイの搬入 (略)

(2) オスプレイの訓練計画

アメリカ軍は、本年6月13日に日本政府が明らかにした、米軍作成環境審査書において、このオスプレイを普天間飛行場に配備した後も、岩国基地を恒常的に使用することを計画しており、それだけではなく、このオスプレイの訓練ルートは紀伊半島から四国山地を経て瀬戸内海に至る「オレンジルート」や中国山地を縦断する「ブラウンルート」などを含めたわが国を縦

断する低空飛行訓練ルートが予定されており、日本全体が米軍の演習場として利用されるおそれがある。

アメリカ軍は、日本国内において航空法が規定する最低安全高度限度である150メートル程度での飛行を行っていることが多く、また、このオスプレイの飛行マニュアルによると、訓練高度約60メートルでの低空飛行訓練も計画されていることから、究極の低空飛行による騒音問題を生ずるおそれがある。

2、オスプレイは欠陥機であること

(1) オスプレイの機能 (略)

(2) オスプレイの欠陥

ア、このオスプレイは、ヘリコプターモードではオートローテーションが効かないという致命的な欠陥がある。ヘリコプターは、エンジンが止まっても機体が降下する際の上昇気流を利用して回転翼を回すことにより揚力を得て比較的ソフトに着陸することができる機能がある。これをオートローテーションという。

しかし、オスプレイは、独自の形式を有し、開発過程でもこの機能を持たせることが出来なかったため、試作段階から30人が死亡する事故を生じ、飛行を一時中断されていたところ、量産が決定され、現在はイラクなどで実戦に投入されている。このため、開発段階から「欠陥機である。」といわれてきた。

イ、また、2009年3月まで国防分析研究所の試験・評価部長を務めていたアーサー・レックス・リボロ氏は、同年6月、下院監査政府改革委員会の事前ヒアリングにおいてオスプレイの問題点について、「オスプレイがオートローテーションで安全に降りることができないことは、オスプレイのメーカーも海兵隊も知っている。しかし、オスプレイが民間の輸送機だったら、連邦航空局の基本的な耐空性の要求を満たせないということの重大性をほとんど無視されている。」と述べて、この欠陥性を明らかにしている。

(3) 事故歴

その証拠に本年に入ってから、4月11日、アフリカ北部でモロッコ軍と訓練中に墜落して海兵隊員2名が死亡し、2名が負傷する事故が生じ、また、本年6月には空軍使用の同型機が米国内で墜落事故を生じて計9人が死傷する事故を生じさせている。また、本年7月にもアメ

リカ南部の民間空港に緊急着陸しているなど、公表されている以外にも事故が多発していることが明らかとなってきている。

3、墜落の危険性と騒音被害の可能性

(1) 墜落の可能性

以上のとおり、オスプレイには、構造的な欠陥があり、岩国基地において離発着し、飛行訓練がなされれば、基地内やその近郊において墜落する危険性が高い。

万一、墜落事故を生じた場合、岩国基地近郊に居住する原告らは、生命・身体に対する重大な被害を被ることになる。

(2) 騒音被害

オスプレイは、離発着時はヘリコプターモードによって飛行するため、ヘリコプターの翼の回転音による騒音や低周波騒音被害を生じさせ、また、エンジンテストにおいても騒音を生じさせる。

このような騒音被害が生じた場合、基地近くの住民である原告らは、日常生活だけではなく騒音による睡眠妨害、それによる健康被害を生ずることが十分予想される。

(3) 環境にもたらす影響

オスプレイは離着陸時に高温の排出熱を排出し、アメリカなどでもオスプレイの排出熱が山火事を引き起こすなどの事故が相次いでおり、環境に与える影響は甚大である。また、岩国基地で離発着し、飛行訓練が行われると、岩国基地近郊に居住する原告らは、生命・身体に対する重大な被害を被ることになる。

* * *

(4) 小 括

以上のように、申立書で指摘したが、オスプレイは、そもそも、ヘリコプターと飛行機の長所を併せ持つ構造を構想していたとしても、双方の短所を併せ持ったバランスが悪いものであって、事故のリスクの高い構造になっている。このため、通常基地周辺での騒音被害に加えて、墜落のリスクという侵害があるため、米国内でも飛行訓練が制約されている状況にある。

「ピースデポ」が2012年7月19日までに入手した資料によると、米ニューメキシコ州の米空軍基地で予定されていた垂直離着陸輸送機オスプレイの低空飛行訓練計画をめぐり住民の反対運動が起き、米空軍が2012年6月に訓練延期や内容の見直しを決めていたことが確認されている。

米軍が米国内では行えないオスプレイの訓練を日本国内で強行しようとしているのは、日本を未だ占領状態であるとしているに等しい態度と評価すべきものである。

4 岩国市民はあきらめず声を上げている

2012年7月23日にオスプレイの搬入以降も、岩国市民は、沖縄や全国の人々と連帯して、オスプレイの配備反対の声を上げつづけており、この間、市民集会(7月28日、9月9日、9月30日)や森本防衛大臣の岩国市訪問に対する抗議行動(8月30日、9月12日、9月19日)が、取り組まれている。

9月21日、日本で初めてオスプレイの試験飛行が岩国基地で行われ、多くの市民が基地そば(北)の今津川沿い路上で、反対行動を行ってきた。

その後も毎日、オスプレイの試験飛行を行っているが、日米で合意したはずの市街地上空での飛行をしないとか、基地外ではヘリモードで飛行しないという約束すら守られていない状況が現認されている。

5 岩国のオスプレイは10月はじめ、沖縄・普天間に移駐した

2012年10月1日、岩国基地から普天間基地に、オスプレイ6機が移駐した。

その後、残りの6機も移駐した。この移駐に対しては、岩国市民を中心として、今津川の漁港付近で抗議行動も早朝から取り組まれた。

10月19日には、普天間基地に移駐したオスプレイが岩国基地に飛来し、その後、韓国の群山基地に飛んで行ったといわれている。

このように、オスプレイの訓練が、日本の普天間、岩国、韓国の群山で行われており、今後、岩国基地を起点とする、低空飛行の訓練を行うことが予想されるところである。

日本の人々に対し、騒音をまき散らし、墜落の危険を高めるオスプレイは、人権侵害をもたらすものであり、岩国、普天間をはじめ、日本全体の声、オスプレイの日本配備、運用に反対する人々とともにオスプレイの日本から撤退を求めて取組みを進めたい。

特集2

オウム事件を考える

なぜ、今、オウム真理教の問題を
取り上げるのか

委員 折本 和 司



オウム真理教による、坂本弁護士一家殺害事件が起きたのは1989年11月、それから5年4ヵ月後の1995年3月に、日本中を震撼させた地下鉄サリン事件が起きて、その年の9月に、坂本さん一家の遺体が見つかっています。

坂本弁護士一家殺害事件から23年、地下鉄サリン事件からもすでに17年が経ってしまいました。

そして、昨年から今年にかけて、オウムの逃亡犯が相次いで逮捕され、一時期マスメディアを賑わしたものの、オウム事件が終結したという報道も流れました。

しかし、世の中は、ますます不安定さを増しています。

今の生活に疲れ、あるいは、未来に対して明るい展望を持ってないで、漠然とした不安を感じながら暮らしているというのが、正直、多くの人の実感ではないでしょうか。

ご存知の方もいると思いますが、オウム真理教は、今も形を変えて、活動を続けており、一部報道によると、信者は増加傾向にあるといわれています。

また、オウム真理教だけではなく、「オウム」的なものは、形を変えて、確実に、社会の中で、私たちの生活にも関わってきているようにも思います。

ですから、オウム真理教による一連の事件がなぜ起きたのかについて考えることは、決して風化させ

てはならない普遍的な課題なのではないでしょうか。

特に、わが横浜弁護士会は、坂本弁護士の活動以後、オウム真理教と対峙して様々な活動をしてきた団体ですから、この現代史の証人という意味でも、オウム真理教の事件を後世に伝える役割を担っているに違いないと思うのです。

ところで、坂本弁護士一家殺害事件については、横浜弁護士会の有志を中心に、「坂本弁護士と家族を救う全国弁護士の会」が結成され、日弁連、マスメディア、捜査機関に様々な働きかけを行いながら、活動を続けました。

オウム逃亡犯の逮捕に関する報道を見ていると、マスメディアや捜査機関が、オウム真理教の事件にどう向き合っていたのかということも、やはり風化させることなく、正しく伝えて行く必要があると思うのですが、「坂本弁護士一家を救う会」の活動について振り返ることが、その一助になるのではないかと考えております。

オウム真理教の一連の事件では、横浜弁護士会の会員のみならず、全国の多くの弁護士が継続的に活動に関わったのですが、今回は、オウム真理教の信者の脱会活動にも深く関わり続けてきた滝本太郎会員と、「坂本弁護士と家族を救う全国弁護士の会」の事務局長として献身的に活動を続けた影山秀人会員にお話をうかがうこととしました。

特集2

オウム事件を考える

オウム事件は終わっていない

会員 滝本 太 郎



オウム事件との関わりと捉え方

折本(以下「O」) お忙しい中、ありがとうございます。今日は、オウム真理教被害対策弁護団(以下

「オウム被害対策弁護団」)においてずっと活動されてきた滝本さんから、いろいろとうかがえればと思っております。まずは、自己紹介を兼ねて、オウム事件との関わりからお願いします。

滝本(以下「T」) 私は、弁護士としては、坂本堤弁護士(以下「坂本さん」)より4年先輩なのですが、89年10月に、坂本さんから、オウム事件と一緒に誘われていて、宗教相手に嫌なので断っていたら、坂本事件が起きてしまったんです。それで、弁護団に入ったわけですね。

○ オウム事件といえば、やはり95年の地下鉄サリン事件が社会に衝撃をもたらしましたが、滝本さんは、以後もずっとこの問題に関わっておられますよね。その原動力は何ですか？

T 一言でいえば、オウム事件は終わってないからです。まあ、実際には、オウムだけではなく、カルト団体全般を扱うようになりました。

○ オウムの現在の状況については、あとでうかがうとして、滝本さんはオウムの信者の刑事弁護人にもなっていますが、それはなぜでしょうか？

T 私の見方になりますが、麻原以外は、みんな元々被害者であると思っているというのが一番大きいですね。

○ しかし、オウムは、滝本先生にとって横浜弁護士会の仲間であり良く知る仲間でもある坂本さんとその家族を殺害したわけだし、また滝本さんご自身も何度も殺されかかっていますよね。にもかかわらずですか？

T 当初から、オウムの信者になった人とその家族が被害者だということやってきましたから、信者自体を弁護するというのは何ら矛盾しないという考え方です。私は、私をポア(注 麻原が人を殺すよう命令するときに使っていた用語)しようとした人や、坂本さん一家を殺害した人たちとも会っています。新実とか会っていない人もいますけどね。また、死刑判決を受けた12人のうち岡崎や井上については、心境の説明のための証人として出廷しています。同じく死刑判決を受けた遠藤誠一の裁判では、検察、弁護両方からの申請で証言しています。それで本人と話してみると、本当に彼らは何も考えていなかったと思うわけです。犯罪に加担することへのためらいは、一部あったけれど、一方で手足だったんだなと実感します。教団内でワーク(注 オウム教団内での労役活動。麻原の指示による非合法活動も教団では「ワーク」と呼ばれていた)しているときは、1日2～3時間しか寝てなくて、本当に眠たい中、疲れきって動いているし、自動的に麻原の手足でしかなかったんだというのはつくづく思いますね。

○ ちょっと話が逸れますが、滝本さん自身が殺さ

れそうになったのは1回じゃないですよ。

T 殺されそうになった自慢をするわけじゃないですが(笑)。まず、94年5月9日のサリン事件、あとで刑事裁判になりましたが、すぐにはオウムからの攻撃だとはわかりませんでした。その年の7月中旬に中村徹さんがオウムの中でリンチにあって殺害され、その際にLSDだか覚せい剤だかの薬を使い始めていたことがしばらくして分かったからこれは危ないなと思うようにはなっていたんです。同じ年の9月20日、10月3日に江川紹子さんがホスゲンで狙われた時も、おそらくオウムの仕業だろうとは思いました。この10月3日には私の事務所にもオウムの連中が来ていたんです。車で事務所の近くに。それで、「あ、ポアしに来ているな」と気づいたんです。だから、本当に危ないなと思ったのはこの頃なんですよ。以後、私と江川さんの所に24時間警備が丸々1年続きました。また、後で分かったことですがボツリヌス菌(注 土壌中に分布し、強力な菌体外毒素を生産する細菌)を飲まされたり、家にも4回来ていたとか、さらにその前の94年8月から9月にかけて自宅と事務所に盗聴器を仕掛けられていたということもありました。もちろん、このころは、VXを自動車のノブに塗られていたこともあったりして、自分の身が危ないなと思うようになったので、家族のために生命保険も事故死亡で2億8000万円出るようにしておいたけれど、そのたびごとに、オウムに襲われているとはっきり認識していたわけではないんです。

○ あらためてうかがってすごく危険な状況だったんですね。それでも、そういった事件の実行犯となっていた人たちは被害者という位置づけなんですか。

T そうですね。事件に関わって知れば知るほどそう思います。たとえば、私にサリンを撒いたのは、17歳の女の子でした。可哀想だと思いませんか？17歳の女の子が麻原に騙されて出家して、愛人にされ、すぐに滝本サリン事件をやらされるんです。

○ つくづく、これは宗教に限らないですが、洗脳というか、心を支配されることの恐ろしさを感じますね。ただ、95年当時のオウム被害対策弁護団の中では、こういった信者の弁護に関わるかどうかはかなり議論されていますよね。

T これは相当悩みがありました。で、議論をして、弁護団の中では、3つの条件を決めました。オウムの大幹部でないこと、オウムを離れる傾向にあ

ること、そして、人を殺すまでの事件に関わっているわけではないという場合であれば、刑事弁護を引き受けていいと決めたくです。当時はそうするしかなかったけれど、本当は、この3つの場合でもやるべきだったと思っていましたし、今もそうですね。

- O 滝本さんって、ぶれないですね(笑)。
- T そうですかね。まあ、私にサリンを撒いた17歳の女の子なんか、私が弁護したようなものでね。「早く出してやってよ」って言いましたから。
- O 一貫してますね(笑)。ところで、滝本さんのブログを拝見すると、死刑判決を受けた麻原以外の12人について死刑をしないで欲しいという署名を載せていらっしゃるようですが、それも同じことですか？
- T はい。私は、心の底から麻原以外の12人について死刑にすべきではないと考えています。さっきも言いましたが、麻原以外は、みんな麻原の手足でしかなかったから、そういうことが見えてくるとやはり手足を殺してどうするんだ、頭だけでいいじゃないかと思うようになるわけです。それに12人を死なせると一番喜ぶのは麻原ですよ。だって人を巻き込んでいけるのだから。だから、麻原を喜ばせたくないというのもありますね。
- O ところで、滝本さんは、去年から今年にかけてのオウム逃亡犯への接見なんかもされていますが、現在(2012年10月末時点)、オウム関連の刑事事件の方の弁護をされているのですか。
- T 今は誰の弁護人もやっていません。逃亡犯の関連の被告人の弁護を担当したのが今年の7月に終了しましたから。
- O 逃亡犯自身の弁護を引き受けなかったのは、なぜですか？
- T 一人については、今言った、関連する被告人の弁護を引き受けて、利益相反になってはいけなからということとで辞任しました。ほかの逃亡犯からは依頼がなかっただけです。親の依頼で少し面会はできたけれど。
- O 僕なんかから見ると、滝本さんに依頼する人は、オウムの呪縛から抜けようとしてきている人で、依頼しない人は、オウムの呪縛に囚われているという印象ですね。

オウム真理教の現状

- O ところで現在、Aleph(2000年に「オウム真理

教」から「アレフ」に改称。その後、「アーレフ」を経て、2008年からAleph)、ひかりの輪(2007年にオウムの幹部の一人だった上祐史浩らによってAlephから独立した団体)といったオウムの流れを汲んでいる団体がありますね。

- T 流れを汲んでいるというか、Alephは名前を変えただけで、あれは完全にオウムですよ。オウムの破産管財人から、オウム真理教という名前はもうだめだと言われて変えただけです。Alephはイコールオウムなんです。それはAleph自体も認めています。
- O もう1つのひかりの輪はどうですか？
- T ひかりの輪の方は、別団体だと代表の上祐は言っていますが、分派でしかないこちらは理解しています。本当に脱会したなら、オウムでの人間関係を利用して宗教なんかできないし、そもそも話し合いをして分かれたんですから。
- O 確か、オウムは、地下鉄サリン事件後、内部でいろいろ主導権争いとかがあったんですよね。
- T 2007年になって、上祐は抜けて、ひかりの輪を作ったんです。「ああ言えば上祐」の上祐ですね。
- O オウムの教義ということからすると、それは、やっぱり麻原個人を崇拜しているということになりますか？
- T はい。上祐は「観察処分」を外すことが何よりの目的なので、麻原を隠しています。一方、Alephでは、今でも麻原の説法のビデオを流しています。
- O ということは麻原が言っていたような、例えば「ポアする」とかいう発想も変わらないんでしょうか？
- T 目的のためには手段を選ばないという発想は同じだと思います。ただ、絶対者である麻原の指示がない状況だから、殺人行為にまでは至らないでしょうけど。ただ、麻原に代わるグル(注 霊的指導者とされ、現実に絶対的に服従すべき生きている人)が出てくればどうなるのかという危惧はありますね。
- O 麻原に代わるグルは出てくる危険性があるのですか？
- T どこまでグル化しちゃうかですよ。現在は、Alephでは20人くらいの幹事会で決めていると言いますが、実態はそれだけで決まるというものでもないのです。
- O そういう意味では危険性を内包しているかと？
- T 危険性はあります。たとえば、今、足立区でビルを持っているわけですけど、その中に、独房が

いつでも出来る状況です。密室ですから、内部でリンチのようなことが起きるのではないかとということが心配です。オウムもほかのカルトも、まずは内部で事件が起こりますから。

○ 独房はあるんですか。

T いや、まだ、そこまでには至っていないようですが。ただ、既にAlephの中では何人も亡くなっています。オウムから改称した後にね。表向きは、修行でということなんですが、たとえば、温熱修行でお湯に入って事故死しているし。ほかにも、冬の富士山に修行で一人で登って死亡した人もいます。ただ、それ以上に異常なのは、そうやって死んだ人たちの遺体をビデオ撮影して、それを修行だといって見せるということをやっています。

○ それは、何のためですか？

T つまり、「人は死ぬ。必ず死は避けられない。体は単なるボディーであって魂が重要だ」とか「人の無常さを知らせる」とか言って見せるのです。でも自分達の知っている人の遺体ですからね。それでもって、「オウム、グルとシヴァ大神とすべての真理勝者の方に帰依し奉ります」とやっているわけです。ほかにも、たとえば、やはり分派した「ケロヨンクラブ」では、一人がグルとなってたんですが、子供を虐待し、竹刀で長時間叩くよう指示して死なせ、傷害致死事件にもなっています。だから、組織の内部で絶対的な存在となるグルができてしまうかどうかが一番の問題です。グルに言われれば親すらも殺すというのがオウムの教えですから。

○ グルができてしまうと、簡単に踏み越えてしまうものですか？

T その危険性はあります。だから監視が必要ですし、親子関係の調整も必要です。

弁護士としての取り組みのあり方について

○ ところでそういった中、滝本先生は、今、オウムの問題とどう関わり合いを持っているんですか。

T 今も信者の親御さんの相談はあるわけです。あとはやめてくる人、もしくは新しく入っている人がいますから。新しく入ったけれども教団を疑問に思った人から連絡が来たりして、カウンセリングして脱会通知をするというようなことをしています。入っちゃったけど、あとで、やっぱりおかしかったとかね。

○ オウムの時に脱会させるのも大変じゃなかったですか。

T はい。また連れ戻したりだとかいろいろありましたよね。その時と比べれば、対外的なところでは、暴力的なところまではないだろうと思っています。

○ 当時の滝本さんの活動で印象的なのは、麻原が超能力だと吹聴していた空中浮遊の写真の向こうを張って、空中に浮いているように見える写真を撮って信者の脱会活動に役立てていたことですね。



T 麻原のと違って、私ののは、ホントに浮いてるんです(笑)。

○ いやいや、でも、あの写真で脱会した信者も結構いましたよね。

T そうですね。苦労して撮った甲斐がありました。

破壊的カルトへの取り組みについて

○ 滝本さんは、かつて、「信者が元信者となり、そして一般市民になった時点で一区切りつく」という話をされていましたね。

T ああ、全部終わるということではいざいざそうですね。でも、いつ終わるんでしょうか……。

○ また、滝本さんは、破壊的カルトの問題は、集団における人間関係の病理現象だというようなことをどこかで述べておられたと思うのですが、これに対して我々はどういうことをするべきですか？ 結局、病理現象はもう、政治の世界でもなんでも起きていると思うのですが。

T 例えば、北朝鮮には破壊的カルトなんてものはないんですよ。国家自体が破壊的カルトだから。要するに「国家的な破壊的カルト」イコール「ファ

シズム」だと思うんです。つまり、破壊的カルト団体というのはミニ・ファシズムなんですよ。だから、これからも新手が現れるだろうし、これは、もぐらたたきの仕事だろうと思います。そういう意味で、予防策はとても大事ですね。

O その中で我々弁護士はどういうふうに関わっていくべきだとお考えですか。

T やっぱり人権問題だと思うので。ファシズムというのは弁護士の活動自体を阻害しますよね。弁護士は国によって違うけど、人権擁護と社会正義の実現であるとするなら、ファシズムを止める仕事でもあるわけですよ。国のファシズムというのは単独で出てくるわけじゃなくて、それ以前に人が支配する、人を支配したがる人と支配される喜び、奴隷の喜び、こういったものが積み重なって破壊的カルトが発生しやすくなるし、そういうのがどんどん伸びていけば国自体がファシズムになって行きますから。一人ひとりが、自分で考える力、物事に対する多角的な批判精神を身に付けて行けば、カルトに取り込まれて行くことはないんです。そういった悲劇を減らして行く努力の一つが、個人の尊厳に何よりも高い価値を置いてい

る「日本国憲法」を守ることでもあるんだろうなとも思います。もちろん「怪物と闘うときは自らも怪物とならないよう注意せよ。深淵をのぞくとき、深淵もまた自分を覗くのだ」というニーチェの言葉に気をつけながらね。

O スターウォーズでいえば、ダークサイドですね(笑)。最後に破壊的カルトの問題が絡むような事件に対して、我々弁護士は、どのような心構えでのぞんでいけばよいとお考えでしょうか。

T 私は家族関係調整事件の一種だと思っています。消費者被害の面もありますけど。でも、そういう問題が来た時に、子供が入っちゃって困っていると、これは家族関係調整事件の一つだろうと。だから、なんとか関わって行って欲しいと。非行少年と付き合うのと似ている。それとは内容は違うけど、心と付き合うわけだから。子供らの心と付き合うということは必要なんで、付き合っていくてほしいなと思います。

O そういう思いで事件に向き合っていくということですね。心します。では、これからも、ご活躍をお祈りしております。

特集2

オウム事件を振り返る

救う会の活動を振り返って

会 員 影 山 秀 人



坂本堤弁護士との出会いについて

折本(以下「O」) 今日はお忙しい中、お時間を作っていただき、どうもありがとうございます。若い世代の人は、オウム真理教(以下、「オウム」)の事件のことをほとんど知らなかったりします。まずは、事件のことから振り返りたいのですが、坂本堤弁護士(以下「坂本さん」)と妻の都子さん、そして長男の龍彦ちゃんがオウム真理教の幹部らに襲われて殺害されたのが、89年11月3日深夜から4日未明でした。

坂本さんは、弁護士になって3年目でしたね。

影山(以下「K」) そうですね。彼が弁護士登録をしたのが87年、私が、それより1年早くて、86年

の弁護士登録ということになります。

O では、坂本さんが横浜に登録してからのお付き合いということになりますか？

K いえ、私が弁護士1年目のとき、坂本さんは東京で修習をやっていたのですが、神奈川の人間なので、神奈川医療問題弁護団という有志の集まりに参加してきたのです、それで、彼といろんな接点を持つようになりました。

O そこがスタートだったわけですね。

K そうです。その後、彼は、横浜法律事務所に入所したのですが、ちょうどその時期に、私も関わりを持って取り組んでいたのが、子供の権利の問題で、そこに彼も関心があって、一緒にやるようになりました。

とにかく、坂本さんとは、子供の権利の問題ですと一緒になることが多くなりました。特に、彼が登録した翌年の88年に横浜弁護士会で「子どもの人権相談窓口」を始めたのですが、その立ち上げの準備が大変で、しょっちゅう連絡を取り合っていました。

○ 坂本さんに僕が最後にお会いしたのも、少年事件の勉強会だったのですが、本当に熱意を持ってそういった問題に取り組んでおられたんですね。

K 「子どもの人権相談窓口」を始めるにあたっては、毎月、いじめや不登校といった感じでテーマを決めて学習会をやっていたのですが、それも一緒でしたし、事件のあった89年の夏もある大変な少年事件を一緒にやりました。彼の場合は、いつも率直で一貫していましたね。

また、考えの違う相手とも時間をかけて話し合えば理解しあえるという信念のようなものを持ってましたね。

坂本さんとオウム真理教との関わり

○ オウムの事件で、最初に坂本さんに相談があったのは、89年の4月か5月ですね。

K 確か、5月です。神奈川新聞におられた江川紹子さんが取材の中で未成年者の出家の問題を知り、坂本さんに紹介をしたのがきっかけです。

○ その時点で、坂本さんは、事件をどのように捉えていたんですか？

K 僕の知る限り、未成年者の出家ということで、宗教の問題もありますが、子供の権利の側面もあるという捉え方だったと思います。だから、きちんと、相手と向き合って議論をして、説得をして、親子が接触できるようにとか、そういうことを考えて活動をしていました。

○ 坂本さんからオウムのことを具体的に聞いたのはいつごろですか？

K 確か、夏ごろだったと思います。

○ その時点で、オウムが危険であるとか、そういったことは感じておられる様子でしたか？



K いえ、坂本さんにもそんな認識はなかったはずですよ。出家した未成年者とその親御さんとの親子対面も8月頃に実現させていましたから。ただ、秋になると、いろいろオウムの問題性も明らかになってきましたし、オウムの被害者の親の会が設立されることになって、110番をやりたいというような話もするようになっていましたから、問題としては拡大の様相を示していましたね。

坂本事件発生と救う会の結成

○ 事件が起きたのは、89年11月3日ですが、この日は休日でしたね。

K はい。ですから、休み明けになって、当初は、周りも連絡が取れないので、どうしたんだろうってということになり、大切な事件の期日にも現れないので、自宅に行ったりして、何かの事件に巻き込まれたのではないかという話になって行ったんです。

○ 影山さんたちは、当初から、オウムが疑わしいと考えておられましたか？

K そうですね。坂本さんの扱っている事件で、彼がターゲットにされるような事件は心当たりがありませんでしたし、直前に、オウムの人間が坂本さんが所属する横浜法律事務所に来て、彼との間で大激論をしたばかりでしたから、オウムが疑わしいという思いはありました。

○ 「坂本弁護士と家族を救う全国弁護士の会」(以下、「救う会」)が結成されたのはいつですか？

K まず、その月の15日に公開捜査になります。それで、21日に情報共有のための集会在弁護士会館で開かれて、私も参加したんですが、そこで、救う会を結成しようという話になりました。

○ 弁護士の活動として、「救う会」というようなものが結成されるということはそれ以前にもあったのでしょうか？

K たぶんないと思います。

○ オウムとの関係では、別に、「オウム真理教被害対策弁護団」(以下、「オウム被害対策弁護団」)がすでにあったわけですが、なぜ、救う会を結成することになったのですか？

K まず、坂本さん一家を救うための活動を行う必要があるという認識は一致していましたし、私たちとしては、とにかくいても立ってもいられないという気持ちでした。ただ、私たちは、正直、オウムが事件に関与しているのではないかとはい思

てはいましたが、その確証はないわけです。ですから、主にオウム被害者の救済を目的とするオウム被害対策弁護団とは一線を画して活動をしたほうがいいと考えたわけです。

○ 影山さんが事務局長になられたのはなぜですか？

K それは、単なる話の流れですね。21日の集まりの際に、「協力できる人は残ってください」ということで居合わせた中で、東京の人がいたりとか、坂本さんと同じ事務所の人がいたりとかしたので、横浜の別の事務所の弁護士のほうがいだろうということがあって、私になったという感じですね。

○ 救う会の具体的な活動はどんなことだったのでしょうか？

K そうですね。まず、結成時点では、坂本さん一家の命がかかっているのだから、とにかく短期決戦、せいぜい年内くらいまでと考えていました。それで、できるだけ救出につながるような情報を集めて、警察に動いてもらおうというようなことが最初の頃の活動の中心でした。

○ 初動時点の警察の動きはどうでしたか？

K 率直に言って、非常に動きが悪かったと思います。1つには、まさか、宗教団体がということもあっただろうし、手を出しにくいということもあっただようです。また、坂本さんの所属していた横浜法律事務所が、時に警察側と対立する事件も扱う事務所だということも心理的には多少影響したように思います。とにかく、当初の警察の動きは、最も疑わしいところからというより、それ以外のところから手を着けたという感じですね。

○ 初動の遅れは大きかったと思いますか？

K 正直、そう思います。たとえば、実行犯の一人である早川は、事件後まもなく、ドイツに行っていますが、指紋を消すためでした。警察はそういった動きもマークできていなかった。早川は、事件の直前に横浜法律事務所で大声をあげていた人間ですから、初動でしっかりマークしていればということはありませんね。

○ 先取りするようでなんなんですが、警察との関係は、その後変わって行ったんですか？

K 次第に変わりましたね。最初の内は、私たちとの信頼関係がないというか、私たちが情報提供を試みたり、あれこれ捜査のやり方に口出しすることへの反感ということもかなりあったと思いますが、活動を続けているうちに、信頼関係が出来てきたと思います。

○ 坂本さん一家を救いたい、犯人を捕まえたいと

いう目的は一緒ですものね。

K そうですね。そうそう、最初の内には、こんなことがありました。年を越して、90年になって、救う会の側では、事件現場のである室内の様子に関する情報を公開すべきだという話になったのですが、警察は、当初、強く反対しました。

○ それはどうしてですか？

K 警察からすると、室内の状態に関する情報は、犯人が捕まったときの「秘密の暴露」になりうる情報だということになります。事件の犯人を捕まえても、室内の情報が公開されていると、犯行現場の状況が、犯人しか知らない情報ではなくなってしまうということです。なので、公開すべきではないという考え方が根強かったんです。

○ 救う会の側で、公開すべきだと考えたのはなぜですか？

K この当時、不正確な情報が出回ったりしていました。たとえば、争った跡があるのに、そうではないとかいったようなことですね。当時、単なる失踪事件ではないかという見方さえあったのです。しかし、そもそも室内に争った跡があるのなら、単なる失踪事件ということにはならないわけです。だから、とにかく、正確な情報を流すことが大切だと考えたのです。

○ 室内の情報ということかというと、例のプルシャのこともありますね。

K そうですね。室内に落ちていたオウムのバッジであるプルシャは非常に重要な証拠でした。でも、オウム側では、逆に、「オウムを陥れるための陰謀の証拠だ」と言っていました。

○ ところで、当初のころの警察の情報の1つに、遺体が埋められた場所の情報というのがありましたね。

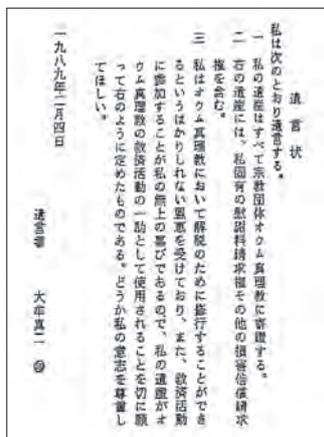
K ええ。それは、実際には、実行犯の1人で、その後オウムから逃げ出した岡崎が匿名で送ってきた情報で、結果的には真実だったんです。

○ 警察が取り合わなかったということですか？

K いえ、そうではなく、警察も、半信半疑で、一応捜索したんですが、冬で雪が積もってますから、遺体発見には至りませんでした。ただ、私たちは、生存を信じ、願っていましたから、「偽情報であってほしい」と思っていましたし、遺体が見つからなくて、正直、その時はほっとしたのです。

事件が長引く中での救う会の活動内容

- 当初は、短期決戦と考えられたということですが、坂本さん一家の救出が実現しない中で、救う会の活動の内容はどう変わっていったのでしょうか？
- K 後先になりますが、90年になったところで、私たちが考えたのは、まず、正確な情報を流すことの大切さだということでした。警察以外では、特に、弁護士会と市民、マスコミ対策ですね。そういったことをしっかりやらなくてはいけないと考えました。
- 90年というと、オウムの信者が大挙して衆議院議員選挙に出た年でもありますね。
- このあたりで、オウムが逆に社会的に認知されて、パッシングの被害者であるような報道もされるようになりました。ですので、報道番組に、救う会に所属する弁護士を積極的に出演させてもらい、坂本事件の情報提供を呼びかけたりして、とにかく事件を風化させないようにと考えるようになっていました。
- この年の秋には、オウム被害対策弁護団では、「狂気の『宗教』～オウム真理教の恐るべき実態～」というパンフレットを作成していますね。
- K 直接には救う会の活動ではありませんが、オウム被害対策弁護団とは連携もしていましたし、オウムがどんなことをやっているのかを知ることが必要だと考えて、救う会はこのパンフレットを全国の弁護士会に配布しました。
- あらためて、読み直してみると、たとえば、入信にあたって、全財産をオウムに贈



与するという遺言を書かせたり、麻原の血を飲む血のイニシエーションやらとかで、とにかくお金を巻き上げる仕組みになってる。こんなものが当時認知されかけていたのかと思うと、やはり怖いなと思いますね。

- K オウムはこの「狂気の宗教」が本当に嫌だったみたいで、僕とオウム被害対策弁護団の事務局長だった小野毅弁護士が刑事告訴されたんですよ。
- 罪名はなんですか？
- K 名誉棄損罪だったと思います。
- 結論はどうなったんですか？
- K もちろん不起訴でしたけどね。私は、検察庁の出頭要求に応じませんでした。
- 救う会の会議はどのくらいの頻度でしたか？
- K 当初は週3回くらいのペースでしたが、90年春からは週1回の割合になりました。
- 事件が解決せず、長引く中で、どのように考えて活動をしていたのですか？
- K やはり、事件発生から1年というのが1つの区切りでした。以後は、とにかく、風化させないために何をすべきかということを考え、半年、1年先を見据えながら、プランを立て、運動の種を蒔くという感じで活動していました。
- 具体的にはどのようなことですか？
- K 最初に一番力を入れたのが、署名活動です。署名が集まった段階で、そのことをマスコミに取り上げてもらうんです。それで、まず、磯子警察署に持って行きました。次に、また署名を集めて、今度は警察庁へ行くことにし、国会議員にもお願いして同行してもらい、またマスコミに取り上げてもらうんです。
- そういった署名活動には、どういう狙いがあるのですか？
- K もちろん、全国で署名活動を繰り広げてもらうことで、関心を持ってもらえるということがあります。全国各地で統一行動日を設定するなどして、署名集めのための街頭宣伝行動をしました。そして、さらに集まった署名を警察に持って行くことで、さらに関心を持ってもらえることにつながると考えたわけです。
- なるほど。
- K とにかく、風化させず、事件のことを覚えていてさえもらえれば、もし、どこかに監禁されたりしていても、生存情報につながる可能性があると考えたのです。だから、全国で街頭宣伝行動で呼びかけを行ったり、さらには、全国の自治体に請

願署名運動をお願いもしました。神奈川も含めて、多くの県で県内の全市町村の請願が採択されています。

○ 幅広い活動だったんですね。

○ K そうですね。私たちだけじゃなくて、風化が心配された時期に、市民からのアイデアが次々出てきたりしています。たとえば、タクシーに情報提供を呼びかけるステッカーを貼ってもらうんですが、最初は、京都でやってくれて、神奈川でもやるようになったりとか。アメリカではよくあるらしいんですが、牛乳パックで情報提供を呼びかけるというのもありました。

○ O 確か懸賞金の支払いというのも初めての試みだったんじゃないんですか？

○ K そうですね。こちらの方は、懸賞金実行委員会を別に立ち上げてやりました。

○ O どのくらいの情報が集まったんですか？

○ K とにかく膨大でした。

○ O やはり玉石混交という感じですか？

○ K う～ん、まあ、日本にはこんなにたくさんの霊能者がいるのかと思いました(笑)。

○ O そういった情報で有力と思えるものは、警察に伝えたわけですね。

○ K ある時期からは、警察の関係は非常にスムーズでしたからね。救う会の活動を信頼してくれていたと思います。

1995年、地下鉄サリン事件発生

○ O 本当は、95年の初めに、オウムに対する警察の強制捜査が入るはずだったんですよ。

○ K 94年の秋に、松本サリン事件が起きて、警察としても、95年の正月明けには、強制捜査の段取りを立てていたことは、救う会でも把握していました。松本サリン事件の実行犯がオウムの信者だったんです。

○ O そういった情報が事前に入るくらいの信頼関係ができていたわけですね。

○ K そうですね。あと、滝本さんの情報はすごいものがありましたしね。

○ O 強制捜査が遅れたのはなぜですか？

○ K 阪神大震災の影響で、警察が動けなくなってしまったからです。

○ O 結果、地下鉄サリン事件が起きてしまったわけですね。

○ K 阪神大震災さえなければ、あれは防げたと思う

と残念でなりませんでした。

○ O ここからは、とても辛い記憶をたどるようなところもありますが、95年3月に地下鉄サリン事件が起きて、オウムの幹部が次々逮捕され、秋に坂本さん一家の遺体発見へとつながりますね。その当時のことで、特に心に残っていることはありますか？

○ K 主要メンバーが次々捕まる中で、坂本さんは殺されたいという情報が入ってくるようになり、みんな重苦しい気持ちになっていました。ただ、あの時、私たちは、せめて龍彦ちゃんだけは生存しているのではないかという思いをずっと持っていたのです。

○ O それはどうしてですか？

○ K 坂本さんや都子さんと違い、龍彦ちゃんには、事件の記憶すらないはずだから、殺す理由はまったくないのではないかということと、オウムの施設には、幼い子供が結構いたので、その中に、龍彦ちゃんがいるのではないかという希望的観測がありました。でも、結局、山梨の児童相談所が入って、全員の身元確認が出来たので、難しいかなと。

○ O 同じ年の9月に、3現地で遺体が発見されて、救う会の活動も終止符を打ったんですね。

○ K 私は、連絡係で、ずっと事務所の一室で待機していましたが、本当に辛く、茫然としました。もう覚悟はしていたんですけど、本当に辛かった。この5年10ヶ月は何だったんだろうって。

救う会の活動を振り返ってみて

○ O 最後に、救う会の活動の意義について、率直にお話いただければと思います。

○ K 結局、救えなかったわけですから、その意味では、誇れるような成果はないわけです。ただ、活動としては、いろんな意義はあったのだろうという思いもあります。

○ O 具体的にはどんなところですか？

○ K まず、たとえば、運動の作り方ですね。懸賞金もそうですが、弁護士会が人権的な運動をアピールするための市民集会の手法もいろいろと工夫するようになりました。あと、何度も触れてますが、警察との関係ですね。警察にしか出来ないことがある中で、どうやって適切に動いてもらうのか、微妙な判断をしながら、しっかり捜査をしてもらうような信頼関係を構築して行く。普段は被疑者、被告人側からだが、逆の経験をさせてもらったと思います。とにかく、一生懸命、まじめに活動し

てそれを伝えれば、わかりあえる。まさに、坂本さんがいつも言っていたとおりにになりましたね。さらに被害者の権利を考え始めたり、弁護士の業務妨害対策を考え始めるきっかけを作ったと思います。

○ マスコミとの関係なんかではどうでしたか？

○ マスコミとの関係は、難しいところもありました。事件のことを報道してもらいたい。しかし、あまりひどい取材攻勢からは坂本さんたちの家族を守らなくてはならないという、二律背反のようなところがありました。坂本さんのお母さんのさちよさんの宿泊先に連絡をしてきて「死んでるということ」を前提にコメントを・・・」などと言ってくるような記者もいましたから。とにかく、心ない取材からは、私たちがガードしてあげないといけないわけですが、とにかく、基本は、信頼関係を作ることからということもありましたから、

救う会という組織は、そういった役割を一定程度は果たせたと思います。

○ 最後に、坂本事件を振り返って、何か読者の方に伝えたいことはありますか？

○ 救う会の活動では、全世界の法律家に訴えて行くということもやっていました。そういった連携はとても意味があることだと思っています。現在、世界では、毎年、100人、200人も法律家の命が奪われています。なぜなら、法律家の仕事は、あたりまえの人権を擁護したり、人のトラブルの狭間に身を置く仕事だから、どうしてもターゲットにされてしまう可能性が高くなるわけです。坂本さんたちの命は救えなかったけれど、私たち法律家が、人権擁護のために体を張らなければいけない状況では、結局、人権は危機に瀕するというのを多くの人に理解してもらえればと願っています。

涉外離婚と在留資格問題

委員 石井 眞紀子



1 離婚調停中の在留資格の問題点

従来、外国人が日本人又は在日外国人と結婚したがうまくいかず、別居しながら離婚交渉や調停を行っていく場合には、従前の在留資格である「日本人の配偶者等」や、定住者の配偶者であれば「定住者」などの、結婚の事実を基礎とした在留資格の更新が認められてきたようです。日本で離婚する外国人は、きちんと日本で婚姻を清算することが保障されました。婚姻を法的に清算することも、ある意味「配偶者としての活動」にほかなりませんから、配偶者としての活動を基礎とする在留資格の更新が認められるべきことは当然です。

ところが、近年、特に神奈川県を管轄地域とする東京入国管理局横浜支局において、配偶者との別居の事実が判明した途端に、調停係属中であるなどの事実は一切考慮されないまま、「帰国のための特定活動」の在留資格(15日間)しか与えられなかったり、場合によってはその猶予すら与えられないまま、在

留資格の更新が認められずにオーバーステイになってしまうケースが頻発しました。これについて、離婚調停の係属証明書を提出した上、配偶者との関係を清算してから帰国したいと申し出ても、「離婚調停は代理人において遂行可能である」「家庭裁判所にも確認したが、裁判所も家事調停において本人の出頭を必ず求めているわけではない」などとして、横浜支局は、当初、婚姻が破綻しているのだから帰国はやむを得ないという立場を崩しませんでした。

2 具体的事例

特に問題が深刻であるのは、親権を争っている場合です。私が関わったケースは、母親が4歳の長女を連れて父親と別居していたケースでした。父親は日系2世であり、その子どもである長女も日系3世として、「定住者」(1年間)の更新が認められたのに、この子を育てている母親のみが、更新が認められずに帰国となってしまったのです。理由を入管に問い

ただしところ、「既に別居しており婚姻は破綻している」「調停は代理人が遂行可能」ということに加え、「入管の調査によれば、母親は夜飲みに出かけたりしており長女を監護する能力がない」とのことでした。入管は、母親の養育能力にまで踏み込んで検討をした結果、更新を認めないとの結論に至ったということになります。

これでは、母親は、長女を父親に託して自分だけ帰国するか、または長女を連れて帰国するかの二者択一を迫られることとなります。長女を連れて帰ることについて、共同親権者である父親は同意しないでしょうから、結局母親は前者の方法をとらざるを得ません。そうなれば例えば調停、裁判と進んでも、親権者は実際の養育者である父親となる可能性が非常に高くなります。つまり、母親は、入管の一職員がした「養育能力なし」との判断によって、裁判所によるまともな判断も受けられないまま、わが子を奪われてしまうわけです。

結局、このケースでは交渉の結果、離婚調停中であることを理由に「短期滞在」（90日、2回更新）の資格を得ることができましたが、「短期滞在」では「日本人の配偶者等」や「定住者」と異なり就労が許されず、生活保護も原則として受けられないため、この母親は調停の間中、経済的に大変な苦境に立たされることになりました。最終的には、裁判上の和解により離婚が成立し、母親が親権者となり、再び「定住者」の在留資格を得ることができましたが、もし弁護士がついていなかったらこの母親はどうしたのだろうか、と思うと、暗澹たる気持ちになります。

3 最近のケース

ごく最近、耳にしたケースでは、同じく親権を争っているケースであり、子の監護者指定と子の引渡についても審判を申し立てて係属中であるという事例において、外国人である母親の在留資格更新時期がきたため、更新申請をしたところ、帰国準備の猶予すら与えられずに在留期限が切れたというものでした。その後、支援者や弁護士の助力によって、短期滞在の資格は得られそうなのですが、就労が認められないとなると、微妙なところで争っている親権の行方が、そういった問題のない父親（日本人）の方に圧倒的に有利となるだろうとのことでした。これも、入管の裁量によって、裁判所の判断が左右されてしまう事例といえます。

4 問題点

多国籍ファミリーが離婚する場合、離婚後もできるだけ家族が同じ国で生活する方が、面会交流や養育費支払が容易ですから、子の福祉の観点からは望ましいことは当然です。しかし、以上述べてきたような入管の扱いにおいては、そのような視点が決定的に欠けているように思われます。

また、たとえば日本国籍を持つ子の親権を争っている場合、親権者となった親は離婚後も日本で在留資格を得られる可能性が高くなります。とすれば、両者が今後も日本で生活し子どもを育てることを前提に、どちらが親権者にふさわしいか、裁判所の判断を得ることが保障されるべきです。一方が外国人であるがために帰国を命じられてしまうと、日本で生活を前提とした判断は困難となります。

また仮に、離婚後、一方が帰国する場合であっても、離婚条件については、日本人と同様に調停に出席して自分の意見を述べるのが保障されるべきです。外国人であることを理由に調停への出席が保障されないのでしたら、これは不当な差別であり、裁判を受ける権利の侵害といえるでしょう。

そして調停または裁判中に在留資格を認めるならば、その資格は就労が可能なものでなくてはなりません。言うまでもないことですが、人は働かなくては生きていけません。また親権者の判断にあたって、経済的条件は重要な要素でもあります。

5 法務省の「通知」

この問題の存在については、日弁連と法務省との定期懇談会でも取り上げられ、日弁連の側から改善に向けた働きかけがなされていたのですが、法務省は、平成23年6月14日付で、日弁連には何の予告も報告もすることなく「通知」を出し、入管での扱いが統一されることになりました。しかしこの「通知」の内容は、離婚調停中の在留資格については、配偶者としての地位を前提とする資格ではなく、原則として「短期滞在」とする、というものであり、横浜支局の悪い前例への統一がなされてしまったのでした。

この通知によれば、調停を理由とする短期滞在の資格については、最大270日間しか認められないのも問題です。

現状の入管の取扱は一刻も早く改善されなくてはなりません。離婚が確定するまでの間は、配偶者と

しての活動を基礎とする在留資格が認められるべきです。改善にあたっては、個別事例での交渉と同時に、事例の集積を行い、引き続き法務省への働きかけが必要であろうと思います。

6 雑感など

このところ、様々な縁から、外国人の問題に関わることが増えていますが、「行政裁量」の名の下に、日本人なら当たり前には享受している権利があっさり剥奪されている現実には改めて驚かされます。

退去強制が決まった外国人の収容施設である東日本入国管理センターにおいては、期限を定めない長

期にわたる収容や、刑務所以下ともいえる処遇状況の改善を求めて、本年8月に被収容者による大規模なハンガーストライキが決行されましたが、これに対しても世間の関心は低く、外国人の人権問題はどこか忘れられた領域にあるようです。

これまで、入管行政の分野は、行政書士の独壇場であったかもしれませんが、人が家族としてどのように生きていくかを定める権利や、人身の自由にも関わる深刻な人権侵害が起こりうる分野なのですから、人権擁護を使命とする弁護士が積極的に関わっていくことが必要ではないかと、改めて感じている次第です。

事 件 報 告

委員 寺 崎 時 史



事件の概要

- 1 横浜刑務所で受刑中だったN氏から横浜弁護士会人権擁護委員会に申立てがあったのは、2008年7月のことでした。申立の趣旨は、「横浜刑務所に在監中、労務作業の際、『礼をしない』ことで、刑期のすべてにわたって『隔離収容』されていた。このため、自律神経失調などの身体に変調を来した。1年以上『隔離収容』したことは人権侵害に当たる」というものでした。
- 2 調査を続けていくと、次のことが明らかになりました。

(以下、N氏のいう「隔離収容」のうち、保護室収容(懲罰用での独房での収容)を①、閉居罰(書籍閲覧の禁止、運動の制限等を伴った居室での収容)を②、昼夜居室処遇を③と、分類・表示します。)

N氏は、2007年(平成19年)4月11日、横浜刑務所での集団の労務作業が始まりました。N氏は、整列の「気をつけ」と番号掛けはしたものの、礼をすることを拒否しました。そのため、N氏は、「指示違反」の反則行為調査を受けました。さらに、指示違反の取調べの際も、黙秘し、また取調べへの入室の際に礼をすることを拒否しました。

その後、4月11日から16日までは、昼間の労役を居室で単独で行い、労役後も同じ居室で過ごすという昼夜居室処遇(③)とされ、4月17日から4月23日までの7日間は、居室での閉居罰(②)を受けました。

4月24日から再び昼夜居室処遇(③)となりましたが、4月27日、3か所の拘置所で執行された3件の死刑執行について、N氏は、居室で「死刑執行反対」というシュプレヒコールをあげました。翌28日から3日間、保護室(①)に収容され、その後、昼夜独居処遇、閉居罰、昼夜独居処遇を連続して受けました。

6月7日に集団での労務作業に就業するに際し、N氏は、礼を拒否したことで、再び「指示違反」で、8日間の閉居罰(②)を受けました。

この後、N氏がシュプレヒコールを繰り返したため、昼夜居室処遇(③)が、平成19年6月22日から同21年2月14日までの間のうち、18回通算で484日間、18回の昼夜居室処遇の間に2日間の保護室(①)における拘禁が8回通算16日、閉居罰(②)としての拘禁が9回通算112日ありました。通算日数は604日です。(一部同じ日に複数の処遇が重なることがあります)。

このようにしてN氏は、刑務所に入所してから退所するまでの全ての期間にわたって保護室、閉居罰、昼夜居室処遇のいずれかで単独での拘禁状態が続きました。

事件委員会の判断

1 事実認定に関しては、N氏が主張する事実と横浜刑務所の回答と「隔離収容」かその他の処分・処遇かという点を除き、特に齟齬はありませんでした。

「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」(以下「法」といいます。)76条の隔離収容をされたN氏は思っていました。横浜刑務所の回答は、「N氏に対する処遇は、制限区分第4種に基づく「昼夜居室処遇」にすぎない」とのことでした。

2 法令上の「昼夜居室処遇」と「隔離」との違いについて

法88条1項は「受刑者の生活及び行動に対する制限は、法務省令で定めるところにより、第30条の目的を達成する見込みが高まるに従い、順次緩和されるものとする。」としています。これを受けて、「刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則」48条が、受刑者について第1種から第4種の制限区分を指定し、同規則49条は、これら制限区分の違いに応じ、居室の開放の程度を規定しています。

制限区分第4種は、改善更生の意欲の喚起及び社会生活に適應する能力の育成を図ることができる見込みが低い者とされた受刑者に対する処遇であり、矯正処遇等を原則として「居室棟内において行う」とされています。すなわち、居室棟の外にある工場棟で作業をさせないということですが、居室棟の別室で集団で作業を行うことは想定されており、また、運動、入浴、所内行事等において、他の受刑者と集団で処遇することも排除されていません。制限区分第4種においても、「改善更生の意欲の喚起及び社会生活に適應する能力の育成を図ることを旨として」なされるべき受刑者の処遇の原則(法30条)の目的からして、できる限り集団的処遇を行うべきものです。

これに対して、法第76条1項1号の「隔離」は、「他の被収容者と接触することにより刑事施設の規律及び秩序を害するおそれがあるとき」になされる収容であり、これは基本的に他の受刑者から隔離して、その処遇は、「昼夜、居室において行う」

とされています。

そして、この本来の隔離は、原則3ヶ月以内とされ、特に継続の必要がある場合には、例外として1月ごとに更新することができます(同条2項)。また、「隔離収容」の期間内であっても、隔離の必要がなくなったときには、直ちにその隔離を中止しなければならないとされ(同条3項)、さらに、3ヶ月に1回以上定期的に、その受刑者の健康状態について、医師の意見を聴かなければならないとされています(同条4項)。

これらは、隔離が、他の受刑者との接触を基本的に遮断するため、拘禁症状など受刑者の心身に悪影響を与える危険のある過酷なものですから、かかる制限を設けているわけです。

3 制限区分第4種の「昼夜居室処遇」の問題性

①横浜刑務所は、制限区分第4種の受刑者について、昼夜を通じて同一の居室(単独室)で処遇する取扱いをしてきました。

刑務作業もその居室で1人で行うこととなります。刑務作業は、午前8時30分から午後3時50分まで続けられますが、その間、他の受刑者と集団労役をするのと独居処遇房で刑務作業をするのでは、受刑者の閉塞感・遮断感が全く異なります。運動や入浴は一応集団でなされ、運動の際には私語も可能であったようですが、集団処遇の機会はごく限られていました。

そして、その昼夜居室処遇房には、窓に目隠しフェンスがあります。窓から外を見ることもできない狭い居室で、毎日毎日変化のない刑務作業と生活を継続するというのは、閉塞感が極めて強く、外界からの隔絶感を一層強くします。

N氏自身、長期の昼夜居室処遇を受けている期間に自律神経失調症等の変調があったと述べていますし、刑務官から「指示違反を繰り返していると、頭がおかしくなるぞ。」と言われていました。

②監獄法の廃止と新法の制定は、とかく明確な規定もないままに制限が多かった刑事施設の被収容者に対する処遇を、被収容者の人権を尊重しつつ、状況に応じて適切に行うことを目的としています。

4 本件におけるN氏に対する人権侵害

たしかに刑務所内独居で大声を発してシュプレヒコールを上げることは、隣房にも聞こえるので、他の受刑者に対する秩序の維持上、N氏を一旦保護室(①)に収容し、又は事実関係を取り調べの上、

閉居罰(②)にすることも、状況に応じてやむを得ない場合もあると思われます。

しかし、N氏は、各閉居罰が終わった後、集団労役の機会を与えられることなく、昼夜居室処遇を再開されています。N氏がシュプレヒコールをしたことに対する評価は、すでに懲罰で終了しています。刑務所がN氏に対して、昼夜居室処遇を再開する理由は、過去に礼をしなかったという指示違反以外に考えられません。

しかし、N氏が、過去、集団労役の際、「礼をしない」という「指示違反」をしたことをもって、各閉居罰が終了した時点で、再度集団労役の機会を与えることをせず、漫然と昼夜居室処遇(③)を再開し、①保護室隔離、②閉居罰を含めて、全体として604日もの長期間の実質的な隔離状態を継続するということは、「隔離収容」に期間制限等

を設けた法の趣旨を潜脱し、長期の「隔離収容」を受刑者に与えることと同じ効果をもたらすこととなります。

このような点で、横浜刑務所の処遇は、憲法13条で保障されているN氏の人格の尊厳を侵害したものです。さらにN氏は自律神経失調症に罹患したことを訴えていますが、上記のような隔離状態が継続されれば、その健康をも脅かし、またはその危険を与えたことは十分ありうることであり、これもまたN氏の人格に対する人権侵害があったといわざるを得ません。

法律上、厳しく規定されている「隔離収容」が、刑務所の処遇分類である「制限第4種」の処遇を繰り返すことでそれが潜脱されるという問題性を痛感させる事件でした。

人権擁護委員会活動報告

人権擁護委員会 委員長 佐藤昌樹



1 人権擁護委員会とは

「基本的人権の擁護と社会正義の実現」。弁護士法1条に掲げられたこの弁護士の使命が、弁護士が社会から信頼される存在となっている淵源であることは間違いありません。個々の弁護士が日々の事件を扱う中でもこうした使命を果たすことはできますが、弁護士会としても、基本的人権の擁護のための様々な委員会が様々な活動を行っています。刑事被疑者・被告人の権利を守る刑事弁護センターもそうですし、消費者の権利を守る委員会、子どもの権利や高齢者・障害者の権利を守る委員会など、それぞれの分野で活発な活動が展開されています。

そうした弁護士会の人権擁護活動の中で、最も広く、基礎的な部分を担うのが人権擁護委員会ということになるのでしょうか。具体的な活動としては2種類、一つは人権侵害を受けたという市民からの申立を受けて具体的に調査を行い、必要があれば人権侵害を行った相手に警告や勧告を発する人権救済活動です。もう一つは、様々な人権課題についての調査・

研究や、講演会や学習会の企画、無料相談の実施などを行う活動があります。

2 人権救済申立事件と刑務所への勧告

弁護士会には、毎年多数の人権救済の申立が寄せられています。しかしここ数年、申立件数は減少傾向にあり、2008年度は83件もあったものが、2010年度は43件、2011年度は41件となり、2012年年度は9月末時点で12件となっています。

申立の相手方としては横浜刑務所が最も多く、件数が多かったときはその大部分が横浜刑務所での案件でしたが、以前の過剰収容状態(多いときには定員の120%を超えていました)が改善され、収容率が100%を切るようになったことが、申立件数の減少に関係しているのかもしれませんが、もちろん、そうはいつでも横浜刑務所を相手とする申立は継続して行われていますので、当委員会としては、今後も注意しながら状況を見ていきたいと思えます。

人権救済申立を受け付けると、その必要があると判断した場合には原則3名の委員で構成される事件委員会を組織し、調査を行います。そして調査の結果、人権侵害が認められ、弁護士会として措置すべき事案については、横浜弁護士会常議員会の承認を経て、勧告・要望等の意見を相手方に表明します。

2012年1月以降では、横浜刑務所に対し、昼夜間単独室処遇に関する2件の勧告を発しました。1件は別稿が掲載されていますので、「制限区分4種による単独処遇」の説明を含め、そちらをご覧ください。もう1件の勧告は、同じ2012年6月13日付けですが、単独室に2名収容されていたという事案についてのものです。刑務所にある単独室は、当然1人を収容することを想定しており、4畳ほどの長方形の部屋で、廊下側に畳が3畳ほど敷かれていて、その奥に畳1畳ほどの板の間があり、そこに洋式トイレがついていて、トイレは居住スペースと区切られていない、という間取りになっています。この単独室に、過剰収容という状況もあって、横浜刑務所では2人を収容することがありました。1名分のスペースに2名を収容すれば、布団が重なったり、布団が洗面・トイレのスペースに達したり、布団に尿がかかったりなどして、単に不快であるばかりか、衛生面でも問題があります。受刑者同士の距離も極めて近く、終始二人だけの生活ですから、プライバシーの問題もありますし、受刑者同士が常に緊張感、圧迫感を感じ、多大な精神的ストレスを抱えることとなります。特に昼夜単独室処遇とされる受刑者のほとんどは、制限区分第4種に分類される人で、刑務所側が、他の受刑者との共同生活が困難であると判断した者であることが多いので、さらにトラブルが生じやすい状況です。そして実際に、この事件の申立人は、単独室に入れられたもう1人の受刑者から暴行を受けるに至っています。

そこで、単独室に2名を収容した横浜刑務所の処遇は、被収容者の尊厳及び人格的利益を損なう処遇であるから、そうした処遇を行わないよう勧告しました。合わせて、国に対しても、横浜刑務所を含む

刑務所等拘禁施設における、いわゆる「2名個室収容」をはじめとする過剰収容状態を早急に解決する実効的な措置を講じ、今後そのような状態を生ぜしめないよう勧告しました。

3 各種人権課題に向けた取組

- (1) 今年度新たに取り組んでいる問題として、秘密保全法制に対する活動があります。当委員会としても、委員会内で、また横浜弁護士会の憲法問題協議会などと共催で数回に亘り研修会を開催したり、秘密保全法制に反対する当会会長声明を働きかけたりするなどしています。今後もこの問題については、継続して取り組んでいかなければならないと考えています。
- (2) 当委員会は、以前から神奈川県内の基地問題を調査し、他県の基地問題に取り組む委員会等と連携を取ってまいりましたが、2010年度から、改めて神奈川の基地問題の調査・研究を始めています。担当委員が法制度や現状の運用・実情を調査するほか、横須賀市役所基地対策課を訪問してお話を聞くなども開催してきました。それらの成果を報告書としてまとめようと思っております。
- (3) 当委員会「外国人の権利に関する部会」が中心となって、東京入国管理局横浜支局との協議会を開催しました。そこでは、入国管理局で収容されている外国人のための法律相談を行うべく準備を進めています。
- (4) 依頼者や相手方には法に則った適切な雇用関係を求めている我々弁護士も、自分の事務所における事務職の雇用関係がルーズだったりすることも見られるようです。「医者の不養生」ではありませんが、まず自らの足下を見直すべく、当委員会の「働く人の権利に関する部会」が中心となって、弁護士事務所における雇用の手引きを発行しました。弁護士自らも使用者として適切な雇用関係を維持するよう、会員に継続して情報提供していきたいと考えています。

編集後記

昨年の大震災から世の中の仕組が良い方向に変わればと思っていましたが、残念ながら、事態は逆方向に動いているように感じます。真面目に暮らしている人の当然の権利が踏みにじられることもなく、国籍の違い如きで

憎しみ合うことのないような、今の憲法が掲げた理想に近づいて行く、そんな未来が訪れてほしいとの願いをこめて、「人権かながわ2012」をお送りします。希望に満ちた良い年をお迎え下さい。